

施行 平成23年6月24日
改正 2016年6月17日
改正 2021年6月18日
改正 2022年6月17日

一般社団法人日本自動車連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、一般社団法人日本自動車連盟（JAPAN AUTOMOBILE FEDERATION—略称 JAF）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本連盟は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、交通知識の向上と交通安全並びに環境改善の推進を図り、自動車ユーザーの権益を擁護し、かつ各種便益を提供すると共にあわせて自動車を通じて国際親善と自動車スポーツの健全な発展に努め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通安全活動
- (2) 自動車に係る環境改善活動
- (3) 故障車、事故車等の救援及び移動並びに道路巡回
- (4) 自動車に関する交通法規、税制、保険等に関する調査研究、意見具申、陳情等
- (5) 災害等非常時における奉仕活動
- (6) 自動車使用上の相談、助言及び自動車知識の普及
- (7) 自家用自動車の一時的輸入書類（カルネ）に関する業務並びに外国運転免許証及び国外運転免許証に関する業務
- (8) 自動車に係る講習会、講演会、展示会、シンポジウム、国際会議等の主催、協賛、後援による自動車交通文化の普及

- (9) 国際モータースポーツ競技規則に基づく自動車スポーツの統轄その他自動車スポーツの普及振興に関する業務
 - (10) 施設・団体等との提携による諸サービスの提供
 - (11) 自動車等による旅行に関する企画、相談及び関連する諸サービスの提供
 - (12) 国際的自動車関係団体への加入及び連携による諸サービスの提供
 - (13) 機関誌、道路地図その他図書の刊行
 - (14) 電子媒体等を通じた各種情報サービスの提供及び物品の販売
 - (15) 保有施設、機器等の活用による各種サービスの提供
 - (16) 各種媒体への広告掲載の募集
 - (17) 旅行業法に基づく旅行業
 - (18) その他本連盟の目的達成に必要な事項
- 2 前項に掲げる事業は、国内又は海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(構成員)

第5条 本連盟の会員は、日本国内に居住する自家用乗用自動車の所有者、使用者等の自動車ユーザー又は自動車交通に関心を有する者で、本連盟の目的に賛同し、入会したものである。

会員の種類は、次の3種類とする。

イ 個人会員 個人の会員とする。

ロ 家族会員 個人会員と同居の家族又は生計を一にする家族の会員とする。

ハ 法人会員 法人又は団体の会員とする。

- 2 本連盟は、会員のうちの個人会員の中から選出されたものをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とし、その定数は250人とする。
- 3 本連盟に社員候補者選考委員会を置く。この社員候補者選考委員会は、理事又は理事会から独立した機関とする。
- 4 社員は、社員候補者選考委員会が個人会員の中から選考した個々の社員候補者に対し、個人会員が行う選挙により選出する。
- 5 社員の選出は、2年に1度、3月に社員の定数の半数について実施することとし、社員の任期は、社員に選出された直後の4月1日から4年間とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることはできない。又、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。ただし、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しない。

- 6 社員の選挙、社員候補者選考委員会、社員の欠員措置等の社員の選出に関する事項の細目については、理事会が別に定める社員選出規程による。
- 7 個人会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本連盟に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)
- 8 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本連盟に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は全ての個人会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会手続)

第 6 条 本連盟に会員として入会しようとする者は、理事会の定める会員規則に従い、入会手続きをしなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、本連盟の事業活動及び事業運営の財源に充てるため、理事会の定める入会金及び会費に関する規則に基づき入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 本連盟の運営上特に必要と認めるときは、理事会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格)

第 8 条 会員の資格は、前条第 1 項の入会金及び会費を納め会員証 (仮会員証を含む。) を受領したときから生ずる。

(会員規則)

第 9 条 会員に関する事項は、この定款に別に定めるもののほか、理事会の定める会員規則による。

- 2 会員は、前項の会員規則を遵守しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、会員規則に定める方法により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本連盟の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 12 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が第 7 条の会費を会員規則に定める期限内に納入しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 死亡、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した入会金、会費及びその他の抛入金品は、これを返還しない。

3 社員たる個人会員が、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の各号により、個人会員たる資格を喪失したときは、社員たる地位を喪失する。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 社員候補者選考委員会委員の選任又は解任

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。
- 4 前項第2号の社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(定足数)

第20条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面又は電磁的方法による決議)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は社員総会ごとに、代理権を証明する書面又は電磁的記録を本連盟に提出しなければならない。

- 2 社員総会の決議について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるるときは、社員は、議決権行使書面又は電磁的記録に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までには当該記載をした議決権行使書面又は電磁的記録を本連盟に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第23条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 26 条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 理事 18人以上25人以内

(2) 監事 4人以内

2 理事のうち、3人以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、6人以内を法人法上の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

4 本連盟に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 27 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議によって、代表理事より会長1人を選定する。

4 理事会の決議によって、理事の中から副会長2人以内、専務理事1人、常務理事3人以内を選定することができる。

5 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発

せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本連盟の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本連盟に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第 30 条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本連盟の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めること。
- (3) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告すること。
- (4) 定時社員総会において出席を求める決議があったときは、出席して意見を述べること。
- (5) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員及び会計監査人の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 32 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監

査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

その報酬の額は、理事については、社員総会において定める理事報酬総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とし、監事については、社員総会において定める監事報酬総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引
- (3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連盟と
その理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 35 条 本連盟は、理事、監事又は会計監査人の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本連盟は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100,000 円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 36 条 本連盟に、顧問を若干人置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が期間を定めて委嘱する。
- (2) 顧問は、本連盟の業務の処理に関して、会長の諮問に応える。

- (3) 顧問は、非常勤とし、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本連盟の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第29条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(経営諮問委員会)

第 47 条 本連盟に経営諮問委員会（以下、本条において「諮問委員会」という。）を置く。

- 2 諮問委員会は、諮問を受けた事項又は実施事業等について意見を具申することを任務とする。
- 3 諮問委員会の委員は、会員又は学識経験者のうちから理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 委員は、役員又は会計監査人を兼ねることができない。
- 5 委員の員数は、40 人以内とする。
- 6 委員の任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して 4 期を超えることはできない。
- 7 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 8 諮問委員会に関する細目は、理事会において定める経営諮問委員会規則による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 48 条 会長は、本連盟の事業の円滑な推進を図るために必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 4 委員会の任務、構成、設置期間及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める委員会規則によるほか、各委員会が定めるところによる。

第 9 章 財産及び会計

(事業年度)

第 49 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理・運用)

第 50 条 本連盟の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 本連盟の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、

会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(会計原則等)

第 53 条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本連盟の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 55 条 本連盟は、社員総会の決議によって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 56 条 本連盟は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 57 条 本連盟は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 59 条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 60 条 本連盟の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えて置かなければならない。

なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 社員総会の議事に関する書類
- (4) 第 51 条の書類
- (5) 第 52 条第 1 項の書類
- (6) 監査報告書及び会計監査報告書
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 61 条 本連盟の公告は、電子公告による。

2 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 13 章 補則

(委任)

第 62 条

この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本連盟の設立の登記の日に就任した理事の任期は、設立の登記の日に在任していた理事の任期の満了する時までとする。
- 4 本連盟の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
田中節夫
久米正一
- 5 本連盟の最初の会計監査人は、次に掲げる者とする。
新日本有限責任監査法人
- 6 社団法人日本自動車連盟の規程、規則は、法令及びこの定款の規定に反しない限り、一般社団法人日本自動車連盟の規程、規則として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

附 則（平成23年6月24日）

この定款は、平成23年度定時社員総会の承認のあった日から施行する。

附 則（2016年6月17日）

この定款は、2016年度定時社員総会の承認のあった日から施行する。

附 則（2021年6月18日）

この定款は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年6月17日）

この定款は、2022年度定時社員総会の承認のあった日から施行する。